

第7章 複合災害対策計画

- 第1節 概要 (P7-2)
- 第2節 予防・事前対策計画 (P7-4)
- 第3節 応急対策計画 (P7-7)

第1節 概要

■計画の主旨

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、市及び防災関係機関は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、住民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも応急対策における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

■計画の体系

| 項目 | 内容 | 実施主体 | 担当 |
|-------------|-------------|----------------|--------|
| 第1項 基本方針 | 1 人命救助が第一 | 市・消防本部・警察署・自衛隊 | 危機管理課 |
| | 2 二次被害の防止 | 市 | 危機管理課 |
| | 3 ライフラインの復旧 | 指定公共機関 | 指定公共機関 |
| 第2項 | 対策の方向性 | 市 | 危機管理課 |

■計画の内容

第1項 基本方針

市及び県、防災関係機関が複合災害に対応するにあたっての基本的な方針を次に示す。

1 人命救助が第一

| 担当・実施主体 | 対策内容 |
|-----------------------------|---|
| 危機管理課 消防本部 警察署 自衛隊 | ・人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察及び消防などの防災機関相互が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。 |

2 二次被害の防止

| 担当・実施主体 | 対策内容 |
|---------|---|
| 危機管理課 | ・市は災害応急対策を実施し、必要があれば県の支援を受け、被害を最小限に抑える。 |

3 ライフラインの復旧

| 担当・実施主体 | 対策内容 |
|---------|--|
| 指定公共機関 | ・被災者の生活復旧のため、各指定公共機関は、電気、ガス、水道及び通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。 |

第2項 対策の方向性

| 担当・実施主体 | 対策内容 |
|---------|--|
| 危機管理課 | <ul style="list-style-type: none">・複合災害発生時の種々の活動が困難な状況下で、的確な応急対策を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握するとともに、市内の災害対応資源(*)で対応可能かどうかを判断し、災害対応資源が不足する場合、市外からの応援を速やかに確保することが重要である。・そのためには、平常時から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、市内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国、県や他市町村との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。 <p>* 本市に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。</p> |

第2節 予防・事前対策計画

■計画の体系

| 項目 | 内容 | 実施主体 | 担当 |
|-----|-----------------|----------|--------------------------------|
| 第1項 | 複合災害に関する防災知識の普及 | 市・防災関係機関 | 危機管理課 |
| 第2項 | 複合災害発生時の被害想定の実施 | 市 | 危機管理課 |
| 第3項 | 防災施設の整備等 | 市・防災関係機関 | 危機管理課 |
| 第4項 | 非常時情報通信の整備 | 市・防災関係機関 | 危機管理課 |
| 第5項 | 避難対策 | 市 | 危機管理課、道路建設課 |
| 第6項 | 災害医療体制の整備 | 市 | 危機管理課、保健センター |
| 第7項 | 災害時の要配慮者対策 | 市 | 危機管理課、福祉政策課、健康長寿課、障害者福祉課、介護保険課 |
| 第8項 | 緊急輸送体制の整備 | 市・防災関係機関 | 危機管理課、都市計画課、企業立地・定住推進課、道路建設課 |

■計画の内容

第1項 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関で共有するとともに、住民等に周知する。

1 複合する可能性のある災害の種類

- ・地震災害
- ・風水害（風害、水害、雪害）
- ・大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）など

2 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。

パターン1

先発の災害で、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

パターン2

先発の災害で被害を受けた地域が復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

パターン3

市内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはならない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

なお、いずれのパターンにしても、近隣都県及び市町村が同時被災する可能性を含んでおり、近隣都県及び市町村からの迅速な支援が得られない可能性がある。

3 パターンごとの具体的なシナリオ例

| | |
|--------------|---------------------------------|
| パターン1 | |
| 先発災害 | 巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下 |
| 後発災害 | 巨大台風が直撃 |
| 影響 | 河川氾濫が発生（高麗川決壊など） |
| パターン2 | |
| 先発災害 | 巨大地震の発生 |
| 後発災害 | 復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃 |
| 影響 | 先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ |
| パターン3 | |
| 竜巻突風 | 市内A地区で竜巻突風が発生 |
| 航空機事故 | 市内B地区で航空機事故がさらに発生 |
| 影響 | 市対応資源が不足し、対応が困難になる |

第2項 複合災害発生時の被害想定の実施

| 担当・実施主体 | 対策内容 |
|---------|------------------------------------|
| 危機管理課 | ・市は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。 |

第3項 防災施設の整備等

| 担当・実施主体 | 対策内容 |
|-----------------|--|
| 危機管理課 防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・複合災害発生時に防災施設が一度に全て使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。 ・市及び防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所を鶴ヶ島消防署とし、災害対応や業務継続性を確保する。 |

第4項 非常時情報通信の整備

| 担当・実施主体 | 対策内容 |
|-----------------|--|
| 危機管理課 防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> 行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業所等）間で、被災状況の把握、救援・救助活動の状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。 |

第5項 避難対策

| 担当・実施主体 | 対策内容 |
|----------------|--|
| 危機管理課 道路建設課 | <ul style="list-style-type: none"> 対策内容は、「第2章 第5節 避難予防対策」を準用する。（P2-16） 市は、避難所の選定に当たっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、代替となる複数の避難所や避難経路を想定する。 |

第6項 災害医療体制の整備

| 担当・実施主体 | 対策内容 |
|-----------------|--|
| 危機管理課 保健センター | <ul style="list-style-type: none"> 対策内容は、「第2章 第8節 医療救護体制の整備」を準用する。（P2-41） 市は複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行う。 |

第7項 災害時の要配慮者対策

| 担当・実施主体 | 対策内容 |
|--|--|
| 危機管理課 福祉政策課 健康長寿課 障害者福祉課 介護保険課 | <ul style="list-style-type: none"> 対策内容は、「第2章 第13節 第2項 在宅要配慮者の安全確保」を準用する。（P2-75） 市は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。 |

第8項 緊急輸送体制の整備

| 担当・実施主体 | 対策内容 |
|---|--|
| 危機管理課 都市計画課 企業立地・定住 推進課 道路建設課 防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> 対策内容は、「第2章 第9節 第6項 緊急輸送道路の確保」を準用する。（P2-55） 市及び防災関係機関は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。 |

第3節 応急対策計画

■計画の体系

| 項目 | 内容 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担当 |
|-----|---------|----|----|----|------------|
| 第1項 | 情報の収集伝達 | ● | ● | | 本部班、各班 |
| 第2項 | 交通規制 | ● | | | 道路管理者、警察署 |
| 第3項 | 道路の修復 | ● | ● | ● | 土木班 |
| 第4項 | 避難所の再配置 | ● | ● | | 本部班、避難所運営班 |

■計画の内容

第1項 情報の収集伝達

| 担当・実施主体 | 対策内容 |
|-----------|--|
| 本部班 各班 | <ul style="list-style-type: none"> ・対策内容は、「第3章 第2節 災害情報の収集伝達」を準用する。(P3-13) ・市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制を迅速に立ち上げ、被害状況の的確な把握に努める。 |

第2項 交通規制

| 担当・実施主体 | 対策内容 |
|--------------|--|
| 道路管理者 警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨で水路の水位が上昇し、水防活動中に、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。 |

第3項 道路の修復

| 担当・実施主体 | 対策内容 |
|---------|---|
| 土木班 | <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨で地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、土砂流出、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。 ・市は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。 |

第4項 避難所の再配置

| 担当・実施主体 | 対策内容 |
|---------------|--|
| 本部班 避難所運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ・単独の災害時には安全な避難所も、複合災害で危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移送させる処置を講じ、避難所の再配置を行う。 |